

令和6年度埼玉農業経営塾運営業務委託に係る企画提案競技実施要領

儲かる農業の実現には、農業生産技術だけではなく高い経営力を有することが不可欠であることから、農業者の資質向上を目的として、地域の核となる農業経営者の育成に関する研修を委託により実施する。

については、委託先を決定する企画提案競技を行うので、参加者を募集する。

1 募集内容

(1) 委託業務名

令和6年度埼玉農業経営塾運営業務委託

(2) 委託業務内容

別紙1「業務委託仕様書」のとおり

(3) 委託期間

契約締結日から令和7年2月28日（金）まで

(4) 委託予定額

7,069,000円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。

2 作業条件

(1) 本事業の実施は、令和6年度当初予算の成立が前提条件となる。県議会において当初予算が否決された場合は、当該委託業務に係る一切の行為が無効となり、それまでに要した経費についても県は一切の負担をしない。

(2) 県は、緊急等やむを得ない理由により、本事業を実施することができないと認められる場合は本事業を変更又は中止する場合がある。本事業の大幅な変更があった場合、県は契約の相手方と協議の上、委託金額を変更し（当初の委託金額を上限とする）、変更契約を締結する。

本事業の中止が決定した場合、県は契約を解除することができる。解除までに契約の相手方が支出した費用及び負担した債務については、県と契約の相手方が協議して定められた額を支払うものとする（当初の委託金額を上限とする）。

(3) 提案された企画は本業務の委託契約候補者を選定するためのものであり、業務の遂行に当たっては、県と綿密な調整を図りながら、あらためて精密な企画を立案して進めること。

3 参加資格要件

次の(1)から(6)までのいずれかに該当する者は企画提案を行うことができない。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により埼玉県における一般競争入札の参加を制限されている者

(2) 埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年4月1日施行）に基づく入札参加停止等の措置を受けている者

(3) 埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日施行）に基づく指名除

外措置を受けている者

- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てがなされている者
- (5) 法人税、法人県民税、法人事業税、地方法人特別税、消費税及び地方消費税等納付すべき税金を滞納している者
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に掲げる暴力団、同条第 6 号に規定する暴力団員である役職員を有する団体並びにそれらの利益となる活動を行う者

4 スケジュール

実施要領掲載	3月 8日（金）
質問受付	3月 8日（金）～3月13日（水）正午
質問回答	3月15日（金）
企画提案競技参加申込書提出期限	3月18日（月）
企画提案書受付期間	3月18日（月）～3月22日（金）正午
一次審査結果通知（※）	3月26日（火）
プロポーザル（オンライン）	3月28日（木）
審査結果通知	3月下旬

（※）提案者多数の場合のみ実施

5 質問事項の受付・回答

募集内容に関する質問を次のとおり受け付ける。

- (1) 受付期間
令和 6 年 3 月 8 日（金）～3 月 13 日（水）正午まで
- (2) 受付方法
質問書（様式 5）に質問内容を記載の上、電子メールで提出すること。提出した場合は必ず電話による到達確認を行うこと。
なお、簡易な確認事項を除き、電話による質問には応じない。
- (3) 提出先
埼玉県農林部農業支援課 経営体支援担当
電子メール：a4040-06@pref.saitama.lg.jp
電 話：048-830-4055
- (4) 回答方法
質問に対する回答は、質問者を伏せた上で、農業支援課ホームページに掲載する。
掲載予定：令和 6 年 3 月 15 日（金）

6 企画提案競技参加申込書の提出

企画提案競技への参加を希望する場合は、「企画提案競技参加申込書（様式 1）」に記入の上、電子メールで提出すること。また、必ず電話による到達確認を行うこと。

- (1) 提出先
「5（3）提出先」と同じ。

(2) 提出期限

令和6年3月18日(月)午後4時まで

7 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

企画提案に当たっては、以下の書類を提出すること。

ア 企画提案書(様式任意)

別紙1「業務委託仕様書」に基づいて、A4版・両面で作成すること。

ただし、資料の作成上、A3版を使用した方が分かりやすい場合は、A3版の使用を可とする。

企画提案書には、下記(ア)、(イ)の内容を含むこと。

(ア) 基本方針

本業務を実施する上での基本方針及び貴社の強み、特に重要と考えるポイント等を記載すること。

(イ) 業務概要

仕様書の「第4 委託業務の内容」についてもれなく記載し、具体的に提案すること。仕様書に記載されていない新たな取組の追加提案も可能とする。

記載に当たっては、「①仕様書の内容を具現化したもの」、「②仕様書に独自で上乘せするもの」、「③仕様書と異なる提案を行うもの」の別が明確に判別できるようにすること。

イ 業務実施体制調書(様式2)

仕様書の「第6 業務運営体制」に基づき記載すること。

ウ 同種事業実績調書(様式3)

平成31年度から令和5年度の期間に実施した、本事業と同種の事業名、発注者、実施時期、契約金額、業務の概要を記載する。

また、記載内容を確認できる資料(委託契約書の該当部分の写し等)を添付する。

エ 法人概要等

法人・団体等の概要が分かるもの(事業内容のパンフレット等)

オ 見積書(様式任意)

- ・「1(4) 委託予定額」に掲げる額の範囲内で作成すること。
- ・算出根拠を記載すること。
- ・見積もった金額に当該金額の100分の10に相当する額を消費税及び地方消費税として加算して記載すること。
- ・受託者が再委託する場合は、再委託先、再委託内容、金額(総額及び積算)を明記すること。なお、再委託先の金額が受託者の金額を上回らないこと。

カ 欠格事項に該当しない旨の誓約書(様式4)

県の要請があった場合は、「3 参加資格要件」に該当しないことを証明する追加資料(契約書の写し、受託者書式による証明書等)を提出すること。

キ 会社定款等(※)

定款若しくは寄付行為及び登記事項証明書(提案日前3か月以内に発行されたもの)又はこれに準ずる書類

ク 決算関係書類(※)

過去1年分の貸借対照表及び資金収支計算書又はこれに準ずる書類

ケ 納税証明書 (※)

法人税、法人県民税（県内に事業所がある場合）、法人事業税（県内に事業所がある場合）、地方法人特別税（県内に事業所がある場合）、並びに消費税及び地方消費税の納税証明書

(※) 県競争入札参加資格者名簿に登録されている法人等は、キからケの添付は不要。

(2) 企画提案書等の提出部数

正本1部、副本8部を提出する。

ただし、副本には上記「(1) カからケ」の書類の添付は要しない。

(3) 企画提案書等の提出方法及び提出先

ア 受付期間

令和6年3月18日（月）～3月22日（金）正午まで

イ 提出方法

(ア) 持参又は郵送

※ 持参の場合の受付時間は、土日祝日を除く平日の午前9時から午後5時までとする。ただし、令和6年3月22日（金）は午前9時から正午までとする。

※ 郵送の場合は、令和6年3月22日（金）正午必着とし、簡易書留等文書の到着が確認できる方法で送付すること。

ウ 提出先

〒330-9301

埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1（埼玉県庁本庁舎5階）

埼玉県農林部農業支援課 経営体支援担当

電話 : 048-830-4055

電子メール : a4040-06@pref.saitama.lg.jp

エ その他

(ア) 応募書類の作成・提出に要する経費は、企画提案者の負担とする。

(イ) 企画提案書等の提出については、1提案者につき1提案に限る。複数の提案はできない。

(ウ) 企画提案書の提出後は、その企画提案の内容を変更することはできない。

また、提出された企画提案書等は返却しない。

(エ) 提出された企画提案書等は、提案者に無断で使用しない。ただし、埼玉県情報公開条例（平成12年埼玉県条例第77号）に基づき公文書開示請求がなされた場合は、この限りではない。

(オ) 企画提案書類の提出後に応募を辞退する場合は、農業支援課に対し速やかに連絡するとともに、その旨を文書（様式任意）に記載の上、提出すること。

(カ) 企画提案者が提出書類に虚偽の記載をした場合は当該企画提案を無効とする。

契約締結後に虚偽が発覚した場合には、当該契約を解除する。

(キ) 本企画提案は事業者の選定を目的としており、契約に当たっては提案書の内容に拘束されない。

8 審査に関する事項

(1) 審査方法

提出された企画提案書、その他提出書類、提案書に係るプレゼンテーションの内容を基に、別紙2「審査表」に基づき、埼玉農業経営塾運営業者選定委員会（以下、「委員会」という。）において選定する。

ただし、提案者が4者以上の場合には、農業支援課内にて別紙2「審査表」に基づき一次審査（書類審査）を行い、得点が上位3位までの提案者だけが委員会によるプレゼンテーション審査を受けるものとする。

なお、審査は60点以上を合格水準とし、60点に満たない場合は不合格とする。提出書類に虚偽の記載や不備がある場合は、審査対象とならず失格とする。

(2) プレゼンテーション審査

企画提案書に係るプレゼンテーションは、次のとおり実施する。

ア 開催日時・方法

令和6年3月28日（木） Web会議システム（Zoom）により実施する。
詳細については、企画提案書を提出した者に対し、後日、文書等で連絡する。

イ 企画提案の所要時間

プレゼンテーション 20分間以内
審査委員からの質疑 20分間以内

ウ 注意事項

(ア) プレゼンテーションの実施者は、一提案者当たり2名までとし、主たる説明者は、当該業務を実施する際の総括責任予定者とする。

(イ) プレゼンテーションは、既提出の企画提案書により行う。資料のPC画面上への投影をする場合は 既提出の企画提案書の内容のみとする。追加提案の説明や追加資料の使用は認めない。プレゼンテーションにおいて既提出の企画提案書と異なる内容をPC画面上に投影したことが認められた場合は、審査対象とならず失格とする。

(ウ) 企画提案者は、他の提案者の企画提案を傍聴することはできない。

(3) 審査結果の通知

令和6年3月下旬頃に選考結果を提案者全員に対して通知する。

(4) その他の事項

その他審査に際し必要な事項については、別に定める。

9 契約の締結について

県は、委託契約先候補者と業務履行に必要な協議を行い、協議が整った場合は委託契約先候補者から改めて見積書を徴収し、見積書を精査の上、随意契約による委託契約を締結する。契約に係る費用は、受託者の負担とする。

委託契約先候補者と協議が整わない場合は、総合点が2番目に高かったものと改めて協議を行う。

選定後であっても、委託契約先候補者に業務を遂行できない重大な事由が判明した場合は、委託契約を締結しないことがある。

委託契約は埼玉県財務規則等関係法令に基づき締結する。

10 問合わせ先

「7（3）ウ提出先」と同様